

委託業務仕様書

1 事業の名称

令和7年度岡山県強度行動障害支援者等の資質向上研修事業

2 契約期間

委託契約日から令和8年3月31日まで

3 委託上限額

800,000円(税込)

4 研修の種類と定員

(1) 強度行動障害支援フォローアップ研修(強度行動障害支援者養成研修修了者向け)

・対象事業所(全体を通して参加)

6事業所程度(1事業所当たり2人受講:管理者等1名、直接支援者1名)

(2) 強度行動障害支援に関する研修(施設管理者向け)

100人程度

5 研修目的、研修の実施方法

(1) 強度行動障害支援フォローアップ研修(強度行動障害支援者養成研修修了者向け)

①目的

強度行動障害のある人への適切な支援を行うため、強度行動障害支援者養成研修(法定研修)修了後の事業所職員を対象に、事例検討等により現場での対応力を高めるための研修を実施する。

②日程

演習4日間程度

- ・各研修日の間隔を1ヶ月程度空け、研修で学んだ考え方やツールを参加事業所内で支援を展開しながら、その結果を研修で持ち寄り協議する。
- ・各日程の1日あたりの研修時間は3時間以上とする。

③講師等

・研修統括1人、研修運営管理1人、ファシリテーター4人程度

④受講生等

・受講生 2人×6事業所程度(全体を通して参加)

⑤研修形態

1グループあたりの構成は以下のとおりとし、2グループ程度で行う。

- ・ファシリテーター 2人程度
- ・受講者 2名 ×3事業所程度

⑥摘要

- ・国の中核的人材養成研修の動向を踏まえながら、今後の同研修の県実施に資するよう留意しながら実施するものとする。

(2) 強度行動障害支援に関する研修（施設管理者向け）

①目的

強度行動障害のある人の受入可能事業所の増加を図るため、事業所としての支援方針や環境整備等に関与する役職者を対象に、人材育成等の体制整備や環境整備に係る研修を実施する。

②開催回数

1回

③研修の形態

講義（講演）・シンポジウム等、2.5時間程度で構成する。

6 業務の内容

(1) 研修の事前準備、実施及び運営に関すること

①事前準備

- ・効果的な研修カリキュラム及び研修方法の企画
- ・研修会場等の決定、借上（県有施設以外で実施する場合）
- ・事例提供者、講師、ファシリテーター、パネリスト等の選定及び依頼、連絡調整
- ・受講申込書の取りまとめ、受講決定及び通知に関する一連の事項
- ・関係機関との打ち合わせ会議の開催
- ・実行委員会の開催
- ・研修教材の選定、購入、作成等
- ・必要機材、物品等の準備

②研修の実施、運営

- ・会場の設営等
- ・当日の受付、講師等の対応
- ・司会進行等研修の運営、研修実施
- ・会場等の片付け

(2) 研修にかかる経費支出及び収入に関すること

- ・謝金及び旅費、その他必要な経費の支払い
- ・源泉徴収票の作成・交付

(3) 研修終了後の報告

- ・修了者及び参加者名簿及び実績報告書等（記録写真を含む）の作成、提出

(4) その他の事項

上記（1）～（3）に定めるもののほか、県が行う次の事項を除いたもの

- ・研修会場等の借上（県有施設）
- ・開催要領及び申込書に記載する必須事項の決定、ひな形の提示
- ・送付先の指示

- ・郵送以外の方法による研修内容の周知
- ・受講者選考方法の指示
- ・関係資料等の提示及び必要な助言
- ・修了証書の作成（オブザーバーを除く）
- ・修了者名簿の管理

(5) 留意点

- ・強度行動障害支援フォローアップ研修（強度行動障害支援者養成研修修了者向け）は、強度行動障害支援者養成研修講師、岡山県発達障害者支援センター等の専門的知識を有するもので実施する。
- ・強度行動障害支援に関する研修（施設管理者向け）は、国の研究者またはこれに準ずる者を講師とし、シンポジウムのパネリストは県内の支援関係者とするなど、研修目的を達成できる内容を実施する。

8 受講者負担

なし

9 事業執行計画書の提出等

契約締結後、速やかに事業執行計画書を作成し、県に提出すること。

また、各事業の進め方・手法等については、計画段階から県と調整、協議すること。

10 修了証書

各研修を修了した者には、修了証書を授与する。ただし、実施主体が適当でないと判断した者は除く。

11 委託料の支払方法

原則、委託事業の完了後に提出する、事業実績報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

12 その他

- ・本事業の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・感染症対策を行うこと。また、感染症拡大の状況によっては、県と協議の上、研修方法や開催時期等の変更を検討すること。
- ・本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、県と協議の上で決定するものとする。